明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔政　令〕
○地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（四六）　二
○令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（四七）　二
○取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律の施行期日を定める政令（四八）　三
○取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律施行令（四九）　三
○消費者庁組織令の一部を改正する政令（五〇）　三
○労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（五一）　三
〔府　令〕
○取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律施行規則（内閣府九）　九
〔省　令〕
○労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令（厚生労働二五）　二

## 本号で公布された法令のあらまし

### ◇地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第四六号）（総務省）

一　地方自治法施行令の一部改正関係

地方自治法第二四三条の規定により私人に収納の事務を委託することができる公金の範囲を拡大することとした。（第一五八条の二関係）

二　市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正関係

私人に対する公金の収納の事務の委託に係る地方自治法施行令の財務に関する規定を合併特例区の財務について準用するための規定の整備を行うこととした。（第五〇条関係）

三　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。

### ◇令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第四七号）（内閣府本府）

1　令和二年五月一五日から七月三一日までの間の豪雨による激甚災害について、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の適用期間を令和五年二月二八日まで延長することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

### ◇取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律の施行期日を定める政令（政令第四八号）（消費者庁）

取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律（令和三年法律第三二号）の施行期日は、令和四年五月一日とすることとした。

### ◇取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律施行令（政令第四九号）（消費者庁）

1　取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律（令和三年法律第三二号）第二条第一項第二号で定める方法を定めることとした。（本則関係）

2　この政令は、取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律の施行の日（令和四年五月一日）から施行することとした。

### ◇消費者庁組織令の一部を改正する政令（政令第五〇号）（消費者庁）

1　消費者政策課の所掌事務を追加することとした。（第六条関係）

2　この政令は、取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律（令和三年法律第三二号）の施行の日（令和四年五月一日）から施行することとした。

### ◇労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（政令第五一号）（厚生労働省）

1　注文者の講ずべき請負人の労働者の労働災害を防止するために必要な措置の対象となる設備を、化学設備及びその附属設備のほか、労働安全衛生法第五七条の二第一項に規定する通知対象物を製造し、又は取り扱う設備（移動式以外のものに限る。）及びその附属設備とすることとした。（第九条の三関係）

2　職長等に対して安全又は衛生のための教育を行うべき業種として、食料品製造業（うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。）並びに新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業を追加することとした。（第一九条関係）

3　譲渡又は提供時にその名称等を表示し、又は通知しなければならない物として、別表第九にアクリル酸二―（ジメチルアミノ）エチル、アザチオプリン、アセタゾラミド（別名アセタゾールアミド）等の物質を追加することとした。（別表第九関係）

4　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項及び第三項関係）

5　この政令は、一部の規定を除き、令和五年四月一日から施行することとした。